様式第七号（第十条の二関係）

川崎市指令環廃　第１６７号　　許可番号　第０５７１００４３３１号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　川崎市幸区小向西町四丁目１３４番地

氏　　名　小澤商事　株式会社

代表取締役　小澤　一晃　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

令和４年１月３１日

川崎市長　福田　紀彦

許可の年月日　令和４年２月１日

許可の有効期限　令和９年１月３１日

１　事業の範囲

（１）　事業の区分

積替え又は保管を含む

（２）　産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア　金属くず、イ　がれき類　以上２種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（３）　産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア　燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、

イ　汚泥（水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

ウ　廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、エ　廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、

オ　廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、

カ　廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

キ　紙くず、ク　木くず、ケ　ゴムくず、コ　金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

サ　ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

シ　鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、ス　がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、

セ　ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

以上１４種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記１のとおり

３　許可の条件

４　許可の更新又は変更の状況

令和４年２月１日　更新許可

５　積替え許可の有無

市名　　許可番号

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無

別記１

所　在　地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区浅野町３５番１１５ （1210.07㎡のうち81.84㎡に限る。）	保管面積　27.84㎡ 保管上限　29㎥ 積み上げることができる高さ　3m	金属くず、がれき類

備考　市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。